

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和5年3月15日(水)
午後1時00分～午後1時25分

場 所 : 八戸市庁別館8階 研修室

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和5年3月15日(水) 午後1時00分～午後1時25分 市庁別館8階 研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長挨拶
- 4 会議録署名委員選出
- 5 議 事
 - (1) 出産育児一時金の支給額引上げについて
 - (2) 令和5年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について
 - (3) データヘルス計画の実施状況について
 - (4) その他
- 6 閉会

出席委員（18名）

被保険者代表（5名）

青井 貴子 委員
佐々木 智子 委員
中村 喜夫 委員
大塚 明子 委員
村元 正彦 委員

医師等代表（5名）

松橋 英昭 委員
袴田 真理子 委員
工藤 祐喜 委員
谷地 泰美 委員
片町 善之 委員

公益代表（5名）

坂本 美洋 委員—会長
五戸 定博 委員—会長職務代理者
梅内 昭統 委員
橋向 久美子 委員
松浦 芽久美 委員

被用者保険等保険者代表（3名）

石田 徹 委員
下田 真一 委員
豊川 敦 委員

欠席委員（0名）

出席職員（8名）

磯島 美徳 市民防災部長
夏坂 一史 市民防災部次長兼国保年金課長
関向 昌子 国保年金課参事（管理給付グループリーダー）
鈴木 俊博 国保年金課副参事（後期高齢者医療グループリーダー）
慶長 利子 国保年金課参事（国保税グループリーダー）
加藤 僚子 国保年金課主幹
坂本 苗奈絵 国保年金課主査
工藤 圭 国保年金課主査

傍聴者なし

[午後 1 時 00 分開会]

●司会 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、事務局から新任委員 2 名への委嘱についてご報告がございます。公益代表委員のうち八戸商工会議所のご推薦によりご就任いただいております山内隆様が、令和 4 年 10 月 31 日付けで当運営協議会委員を辞任されました。その後任としまして、同所ご推薦により 12 月 16 日付けで八戸商工会議所女性会理事松浦芽久美様へ委員を委嘱しております。

続きまして、被保険者代表委員のうち公募委員 1 名が欠員となっておりますが、令和 5 年 3 月 9 日付けで村元正彦様へ委員を委嘱しております。

それでは、ただいまから、委嘱状の交付を行います。本日は、市民防災部長より交付させていただきます。

松浦様、村元様は、その場でご起立ください。

【委嘱状交付】

●司会 本日は全員出席ですので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付しておりましたのは、次第と資料 1、資料 2-1、資料 2-2、参考資料 2-1、参考資料 2-2、資料 3、資料 3-2 でございます。なお、次第は本日お配りしたものに差し替えをお願いいたします。

また、本日はこのほか委員名簿と令和 4 年度版国民健康保険図鑑をお配りしております。国民健康保険図鑑は、県国保連で作成したもので、県内の国保の比較状況などが掲載されております。不足のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、坂本会長、一言ご挨拶をお願いいたします。また、引き続き議事の進行につきましてもよろしくをお願いいたします。

●会長 皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。国民健康保険制度でございますが、日本国は世界にさきがけて皆保険制度を確立いたしております。その中心は国民健康保険があるから皆保険制度がなりたっているのが事実でございます。そういう意味で今日は出産一時金の金額を上げるということ、令和 5 年度の国保特別会計の概要をご説明いただくということと八戸のデータヘルス計画の状況をご説明いただく、この三つのことを提案していただきご審議していただくこととなっております。今日は全員出席ですので、ぜひ皆さまからご意見等を賜りまして事務局より提案がありました案件についてご了知いただきたい。

●会長 それでは、次第に従って進行させていただきますのでよろしくをお願いいたします。次第の 3、会議録署名委員を選出いたします。選出については会長である私にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●一同 異議無し。

●会長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということでございますので、私の方から青井委員と谷地委員をお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

●会長 それでは、さっそく議事の（1）出産育児一時金の支給額引上げについて議題といたします。事

事務局から説明をお願いいたします。

●坂本主査 はい。

●会長 坂本主査

●坂本主査 はい。国保年金課管理給付グループの坂本と申します。それでは議事（１）出産育児一時金の支給額引上げについてご説明いたします。お手元の資料１をご覧ください。

まず、１．支給額引上げ理由ですが、健康保険法施行令等の一部改正により、令和５年４月１日から被用者保険の出産育児一時金の支給額が８万円引き上げられることが決定したため、八戸市国民健康保険においても同様に支給額を引き上げることとしたもので、国民健康保険条例の一部改正案を３月議会に提出しております。

次に、２．条例改正内容であります。まずは出産育児一時金について、今一度ご説明させていただきたいと思っております。資料裏面をご覧ください。

出産育児一時金は、健康保険法に基づく保険給付として、保険加入者が出産した際、出産に要する経済的負担を軽減するために支給するものであります。市町村国保では任意給付とされており、条例により規定しております。また、産科医療補償制度に加入する分娩機関において出産した場合は、支給額本体に、掛金相当額１万２０００円を加算し支給されます。産科医療補償制度とは、分娩により重度脳性麻痺となった出生児に対する、経済的な補償と原因究明・再発防止の機能を併せ持った制度で、青森県内では全ての分娩機関が加入しております。

では、このことを踏まえまして、資料表面に戻りまして、２．条例改正内容について、ご説明させていただきます。現行では、出産育児一時金本体の支給額は４０万８０００円となっておりますが、今回の改正案では、８万円引上げの４８万８０００円となります。これにより、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は、掛金相当額の１万２０００円が加算されての支給となりますので、支給総額現行４２万円が、改正案では５０万円に引き上げられます。報道でよく見かけます出産育児一時金５０万円というのは、この、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合の総支給額のことです。

次に、３．条例施行期日ですが、令和５年４月１日施行としております。なお、この条例の施行日前の出産、つまり令和５年３月３１日までの出産につきましては、従前の規定により支給することとなります。

次に、４．支給額引上げの影響、財源についてです。まず、影響額ですが、令和５年度は申請件数を９０件と見込んでおりますので、支給額は７２０万円増の見込みとなっております。こちらの財源ですが、従前より、３分の２は、一般会計からの繰入れがあり、国からの地方交付税措置があります。残りの３分の１は、国保一般財源からとなっており、今回引上げ分の８万円についても、同様の取扱いとなる予定であります。ただし、令和５年度につきましては、３分の１の国保財源分に対して、１件あたり５０００円が国庫補助として財政支援される予定となっております。説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からのご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

では、ないようですので、ただいまの（１）出産育児一時金の支給額引上げについては、了承いただいたものといたします。

では、次に（２）令和５年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

●関向参事 はい。

●会長 関向参事。

●**関向参事** 管理給付グループの関向と申します。令和5年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要につきまして、説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。詳細につきましては資料2-2に、予算科目の説明は横判の参考資料2-1に記載しておりますが、私からは主なものについて説明いたします。

令和5年度の予算総額は歳入歳出とも219億5600万円で、4年度当初予算と比較して、4億5930万円、2.0%の減額となっております。資料上段の歳入につきましては、まず国民健康保険税でございますが、令和5年度の予算額は34億8000万円で、被保険者数の減少等により、前年度と比較し3億8926万5000円、10.1%の減となっております。

次の県支出金は、市の医療費の実績に応じ、県から交付金が交付される普通交付金が主なもので、前年度比3億8165万4000円減の159億8573万3000円となっております。

次の繰入金は、国の基準に基づいて市の一般会計から繰入れする一般会計繰入金と、国保特別会計財政調整基金から繰入れする基金繰入金で、前年度比3億1468万9000円増の24億537万3000円となっております。

次の諸収入は、保険税の延滞金のほか、交通事故等の第三者納付金、医療費の返納金、次のその他は、保険税の督促手数料や国保特別会計財政調整基金の利子収入が主なものでございます。

次に資料下段の歳出につきましては、まず、総務費でございますが、令和5年度の予算額は、3億3730万9000円で、職員の人件費や、国保運営に要する事務経費のほか、青森県国保連合会に対する負担金、国保運営協議会の運営に要する経費などでございます。

次の保険給付費は、被保険者の診察・治療費等に対する療養給付や高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費の支給などに要する経費で、前年度から3億8401万6000円減の156億7179万3000円を計上しております。

次の国民健康保険事業費納付金は、県が医療費の推計を基に、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度より8654万6000円減の57億5136万円となっております。

次の保健事業費1億7243万4000円は、特定健康診査や国保人間ドックに要する経費が主なものでございます。

次の諸支出金は保険税の過誤納金還付金で、次のその他は、国保特別会計財政調整基金の利子分の積み立てが主なものでございます。

以上が令和5年度予算の概要でございますが、国保から後期高齢者医療への移行や、被用者保険の適用拡大などに伴い、今後も、被保険者数の減少が見込まれ、税収の確保は依然として厳しい状況が続くものと想定しておりますが、医療費適正化の推進を継続するとともに、財政運営の責任主体である県と引き続き連携を図りながら、安定した国保財政の運営に努めて参りますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解・ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

最後に、参考資料2-2は、先月13日に開催された青森県の国保運営協議会の資料の一部でございます。先ほど歳出のところでお話しました県に対して納める納付金の算定資料で、最後のA3判の資料に県内40市町村の納付金の金額等が掲載されております。参考までにとということで、後程ご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

●**会長** ただいま説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等あればお受けしたいと

思います。何かございませんか。

●委員 はい。

●会長 委員どうぞ。

●委員 2点お伺いします。1点目は歳入の基金繰入金のことです。今回の予算では2億4800万とでているのですが、今年度の時点で財政調整基金はいくらでているのかということと、もうひとつは歳出ですが、保険給付費が3億8000万減となっていますが、要因ですね、たぶん被保険者の減と思われますが、そのほかに要因があれば教えていただきたい。その2点をお願いします。

●会長 関向参事。

●関向参事 はい。ではお答えいたします。基金については現在約14億円残高がございます。あと給付費ですが、給付費全体としては減ってはおりますけれど、こちらはまず人数が減っているということが一番大きな理由で、総額は減っているものの、一人あたりの額としてはどんどん増えている状況でございます。

●会長 委員、よろしいですか。

●委員 はい。

●会長 他にございますか。では、他にご意見、ご質問等ないようですので、この件は、了承したものと取り計らってよろしいですか。

●一同 異議なし。

●会長 では次に、(3)データヘルス計画の実施状況について事務局からお願いいたします。

●工藤主査 はい。

●会長 工藤主査。

●工藤主査 それでは、第2期データヘルス計画の実施状況についてご説明いたします。資料3をご覧ください。八戸市国保は被保険者の健康保持増進のため、診療情報等のデータ分析に基づき、平成30年3月に当該計画を策定し、各種保健事業の推進に取り組んで参りました。このたび、計画4年目に当たる令和3年度の達成状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

参考資料3-2をご覧ください。こちらは計画に掲げる各保健事業の実績の詳細を表にしたもので、網掛けとなっている部分が令和3年度の目標値を達成した項目でございます。事業実施の目標値であるアウトプットと、中長期的な成果の目標値であるアウトカムがいずれも目標を上回ったものを目標達成事業としておりますが、看護師による早期受診・重症化予防のための訪問指導事業、糖尿病重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用差額通知が目標を達成しております。これらは生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進と医療費適正化の推進にかかる事業でございます。

一方で、新型コロナウイルス流行の影響により医療機関への受診控えやイベント縮小や中止により、特定健康診査及び特定保健指導の推進、健康意識の向上に関連する事業を中心に目標を達成できませんでした。

続きまして、令和4年度の途中経過についてご説明いたします。具体的な数値については、年度途中であるため、まだまとまっておりませんが、特定健診受診率につきまして目標値未達成であるものの、前年度同時期と比較して2.1ポイント増と本計画期間中で最大の増加幅となっており、通知勧奨の効果が出ているものと思われます。

今後とも、特定健康診査事業を中心に、他都市の事例の研究を進め、関係機関と協議を行い、目標達成

に向けて実施して参ります。

また、令和5年度中に第2期データヘルス計画の最終評価及び令和6年度開始の第3期データヘルス計画の策定を予定しております。今後計画案を作成の上委員の皆様にお示しいたしますので、ご助言ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様から何かご意見、ご質問等をお受けしたいと思えます。ございませんか。ご質問、ご意見等ないようですので、(3)データヘルス計画の実施状況につきましては、了承したものと取り計らいます。

●会長 その他、事務局から何かございますか。

●関向参事 はい。

●会長 関向参事。

●関向参事 管理給付グループから傷病手当金について報告事項がございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者を対象とした傷病手当金につきまして、同感染症が令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に分類されるのに伴い、令和5年5月7日までに感染した方までで支給を終了とすることといたしました。

国は令和2年3月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制のため、被用者が感染した場合や感染が疑われる場合に会社を休みやすい環境を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給した市町村国保等に対して、支給額全額を財政支援することとし、傷病手当金の支給を保険者に促したため、当市国保においても国の財政支援基準に該当する被用者に対する傷病手当金の支給規定を令和2年6月に設けております。国の財政支援の対象期限は、当初は令和2年9月30日までとされておりましたが、延長が繰り返されており、当市の支給規定の適用期限も、財政支援に合わせて延長して参りました。

このたび、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に分類されるのに伴い、同日以降の感染については国の財政支援が終了されることとなったため、当市の適用期限も令和5年5月7日感染分までとすることとしたものでございます。

なお、当市の適用期限は国保条例の施行規則で規定しているもので、今月中に規則改正を行う予定としております。以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様から、何かご質問等ございませんでしょうか。無いようですので、ただいまの傷病手当金については、以上でよろしいでしょうか。それでは、傷病手当金については以上で了承したものと取り計らいます

●会長 その他、事務局から何かございますか。

●部長 はい。

●会長 磯島部長。

●磯島部長 市民防災部長の磯島でございます。本日の運営協議会が今年度最後の協議会となりますので、一言皆様に感謝を申し上げさせていただきたいと思えます。令和4年度の国保事業でございますが、委員の皆様のご協力により、円滑に滞りなく運営できたものと思っております。ありがとうございます。

来年度でございますが、4月の機構改革によりまして国保年金課が現在の市民防災部から市民環境部の

所属が変わります。若干体制は変わりますが、引き続き皆様のご支援をよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。私からは以上でございます。

●会長 その他、何かございますか。では、ないようでありますので、これもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[午後 1 時25分 閉会]